岩国市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１　旧岩国市地域

（１）現況

　　　旧岩国市地域は、県最東端に位置し、東側は瀬戸内海に臨み、北は和木町、さらに小瀬川を境に広島県大竹市に接し西は旧美川町、南は旧周東町、旧由宇町にそれぞれ接し気候も瀬戸内海型に属し農地のほとんどは、山間部及び海岸線に細長く分布しており豊富な錦川水系の水量を利用し、水稲及びにれんこんを中心に野菜、果樹等がさかんである。農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、多面的機能の維持・発揮を図るため地域共同活動を支援する必要がある。また、地域振興５法対象地域の山村振興の指定を受けた中山間地域、及び離島振興対策実施地域の指定を受けた柱島３島地域においては、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要があり、また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し多面的機能の発揮の促進する必要がある。

　 （２）目標

　　　本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業（以下「１号事業」という。）を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、同項第２号に掲げる事業（以下「２号事業」という。）並びに同項第３号に掲げる事業（以下「３号事業」という。）も行うよう働きかけることにより、中山間地域また、離島地域においては平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことからこれを補正し、地域においては環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

２　旧本郷村地域

（１）現況

　　　旧本郷村地域は、中国山地の高地に位置し、羅漢山等急峻な山岳がそびえ傾斜地が多く平坦地が乏しく中央を流れる本郷川とその支流沿いに農地が開けており水稲を中心とし野菜、果樹、畜産等がさかんで地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

本地域では、２号事業を推進し、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、併せて、１号事業並びに３号事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

また、２号事業に該当しない地域については、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、3号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

３　旧美川町地域

（１）現況

　　　旧美川町地域は、急峻な地形が多く僅かに錦川の本支流に沿った狭少な山ふところや高台及び山地の斜面を開いた農地が点在し水稲を中心として果樹、畜産等がさかんで地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

本地域では、２号事業を推進し、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、併せて、１号事業並びに３号事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

また、２号事業に該当しない地域については、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、3号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

　４　旧美和町地域

（１）現況

　　　旧美和町地域は、県東部に位置し、小瀬川をはさんで広島県大竹市に接し、北西部は羅漢山を源に発する生見川、下畑川、小瀬川の流域河成段丘に耕地が列し、北部は標高500ｍ以上の高地が連なりその谷間にわずかに農地が点在し、中南部は標高200ｍ前後で、農地も多い、水稲を中心として果樹、畜産、野菜、茶等がさかんで地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

本地域では、２号事業を推進し、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、併せて、１号事業並びに３号事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

また、２号事業に該当しない地域については、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、3号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

　５　旧錦町地域

（１）現況

　　　旧錦町地域は、県東北部に位置し、広島県、島根県に隣接し、中国山地の尾根に位置し海抜1,000m内外の高峰が随所にあり平地が乏しく、気候は、内陸的な気候で、水稲を中心にしたわさび、こんにゃく、畜産、野菜等がさかんで地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

本地域では、２号事業を推進し、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、併せて、１号事業並びに３号事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

また、２号事業に該当しない地域については、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、3号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

　６　旧周東町地域

（１）現況

　　　旧周東町地域は、県東部の島田川上流に位置し、西は、周南市、南は柳井市、田布施町、光市に隣接し、地形は東部から北部にかけて標高600ｍ程度の比較的高峻な丘陵地と南部の低丘陵地に囲まれ中央部を島田川とその水系の中山川、東川が中央低地を形成している。水稲を中心に畜産、施設野菜、果樹等がさかんで地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

本地域では、２号事業を推進し、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、併せて、１号事業並びに３号事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

また、２号事業に該当しない地域については、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、3号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

　７　旧玖珂町地域

（１）現況

　　　旧玖珂町地域は、県東部の旧玖珂郡の中央部に位置し、西部と南部以外の三方を標高100～600ｍの山岳に囲まれた玖珂盆地を形成しているおり、水利は、島田川水系の豊富な水量に恵まれ、気候は瀬戸内海型気候で、水稲、野菜、畜産が盛んである。農業生産活動等を維持するためには、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する必要がある。併せて、地域振興５法対象地域の特定農山村地域・振興山村地域の指定を受けるなど、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う取り組みや環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

　　　本地域では、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、県知事が指定する特認地域で農業生産活動等を維持するためには２号事業を推進し平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことからこれを補正し、並びに、地域においては３号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

８　旧由宇町地域

（１）現況

　　　旧由宇町地域は、県東部に位置し、南は柳井市に隣接し、東は瀬戸内海に面している。気候は瀬戸内海型に属し温暖な気候と由宇川の豊富な水に恵まれ、水稲、れんこん及びみかんを中心にトマトや小物野菜等がさかんである。農地の大部分が山間部に存在し県知事が指定する特認地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

　 （２）目標

　　　本地域では、１号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図り、併せて、県知事が指定する特認地域で農業生産活動等を維持するためには２号事業を推進し平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことからこれを補正し、並びに、地域においては３号事業も行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業方式を普及することにより、生物多様性を保全することとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 旧岩国市地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧本郷村地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧美川町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧美和町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧錦町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧周東町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧玖珂町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |
|  | 旧由宇町地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号並びに同項第３号 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

○多面的機能支払に取り組む

　１号事業において設置する推進組織に参画し、１号事業の促進を行うこととする。

○中山間地域等直接支払に取り組む

　１号事業において設置された推進組織を活用し、２号事業の促進を行うこととする。

○環境保全型農業直接支援に取り組む

　１号事業において設置された推進組織を活用し、3号事業の促進を行うこととする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

**１　 対象農用地の基準**

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１㏊以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１㏊未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１㏊以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

特定農山村地域

旧本郷村全域、旧周東町全域、旧錦町全域、旧美川町全域、旧美和町全域振興山村地域

旧岩国市、旧本郷村全域、旧周東町、旧錦町全域、旧美川町、旧美和町全域

過疎地域

旧本郷村全域、旧錦町全域、旧美川町、旧美和町全域

離島振興対策実施地域

旧岩国市

都道府県知事が指定する地域

　旧由宇町（中倉、峇清、西区）、旧玖珂町（山王原、上谷）

イ 対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70％以上の地域の草地

(ｴ) 市長の判断によるもの

ａ 緩傾斜農用地全てを対象とする

　　　　　　　田の勾配が1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地の勾配が８度以上15度未満の緩傾斜農用地を全て対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

　　　　ｂ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

　　　　　　　急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40％以上、耕作放棄率：田８％以上、畑（草地含む。）15％以上の農地

(ｵ) 山口県知事が地域の実態に応じて指定する地域

**２　 集落協定の共通事項**

1. 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るもの

とする。

1. 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付

金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

**３ 対象者**

1. 認定農業者に準ずる者とは、例えば、岩国市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

**４ その他必要な事項**

　 (1) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金交付対象とする。

(2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。